

**令和6年度 地域づくり総合交付金
地域づくり推進事業（一般事業・ソフト系事業）募集のお知らせ**

十勝総合振興局では、地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組むソフト事業に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する「地域づくり総合交付金・地域づくり推進事業（一般事業・ソフト系事業）」を実施することとし、該当する事業を募集します。

対象となる事業

イベントやセミナー・シンポジウムの開催、地域文化の普及活動、地場産品の開発など、地域課題の解決や地域活性化につながる事業

[イベント開催事業・広報普及事業・人材育成事業・調査研究事業・計画策定事業 等]

<事業区分>

区 分	対象事業
1 地域創生推進事業	地域重点プロジェクト事業 地域政策コラボ事業 市町村広域行政に関する事業 合併市町村まちづくり推進事業 権限移譲推進事業 生活環境整備・地域づくり事業
2 産業振興事業	産業振興事業 観光レクリエーション振興事業 省エネルギー・新エネルギー振興事業
3 教育文化スポーツ振興事業	教育文化振興事業 スポーツ振興事業
4 地域防災力強化事業	地域防災力強化事業
5 保健福祉推進事業	社会福祉事業

交付金の額

区 分	上限額	下限額	単位	交付率
総合振興局長が適当と認める団体 (地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体)	300万円	10万円	10万円	1 / 2 以内

応募方法

1 提出書類

- ・地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・一般事業）事業実施概要書
（実施要綱別記第2号様式） → ホームページから様式をダウンロードしてご利用ください
- ・団体の規約（会則・定款・組織図など）※規約がない場合は、団体の活動概要がわかるもの
- ・会員名簿又は役員名簿
- ・収支予算書
- ・その他事業の詳細がわかる資料（企画書など）

2 応募方法

上記提出書類に必要事項を記入のうえ、事業実施地（又は団体所在地）の市町村企画担当課を経由して、十勝総合振興局地域創生部地域政策課まで提出してください。
書類の提出にあたっては、原本郵送のほか、**メールでも提出**してください。

3 提出期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月21日（水）まで
（※各市町村企画担当課必着）

その他

- ・提出していただいた書類を審査の上、予算額の範囲内で交付の可否を決定し、それぞれの団体へお知らせします。
- ・予算額に限りがあるため、事業が採択されない場合や、交付予定額が要望額よりも下回る場合がありますので、ご了承ください。
- ・詳しくは、十勝総合振興局のホームページに掲載している資料をご確認ください。
<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/chisei/195889.html>

◇地域づくり総合交付金制度要綱

◇地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱

◇令和6年度地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（一般事業・ソフト系事業）の募集に係る留意事項について

【お問い合わせ先】

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

電話番号：0155-66-9043（直通）

FAX番号：0155-22-0185

E-mail：tokachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

（もしくは、お住まいの市町村の企画担当課まで）